

女性の職業生活における活躍と マクロ経済 (令和6年度経済財政白書等から)

女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム（第6回）

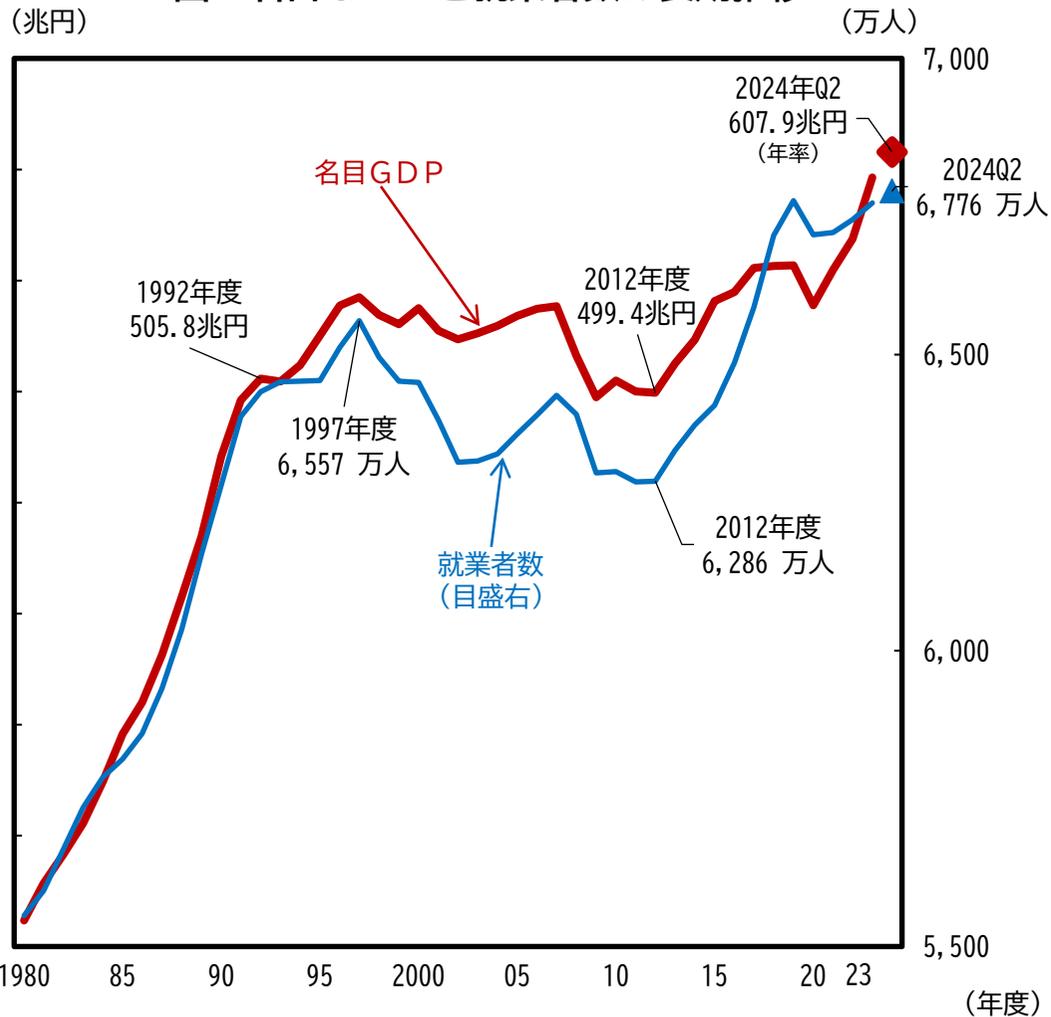
2024年9月2日

内閣府政策統括官（経済財政分析担当）

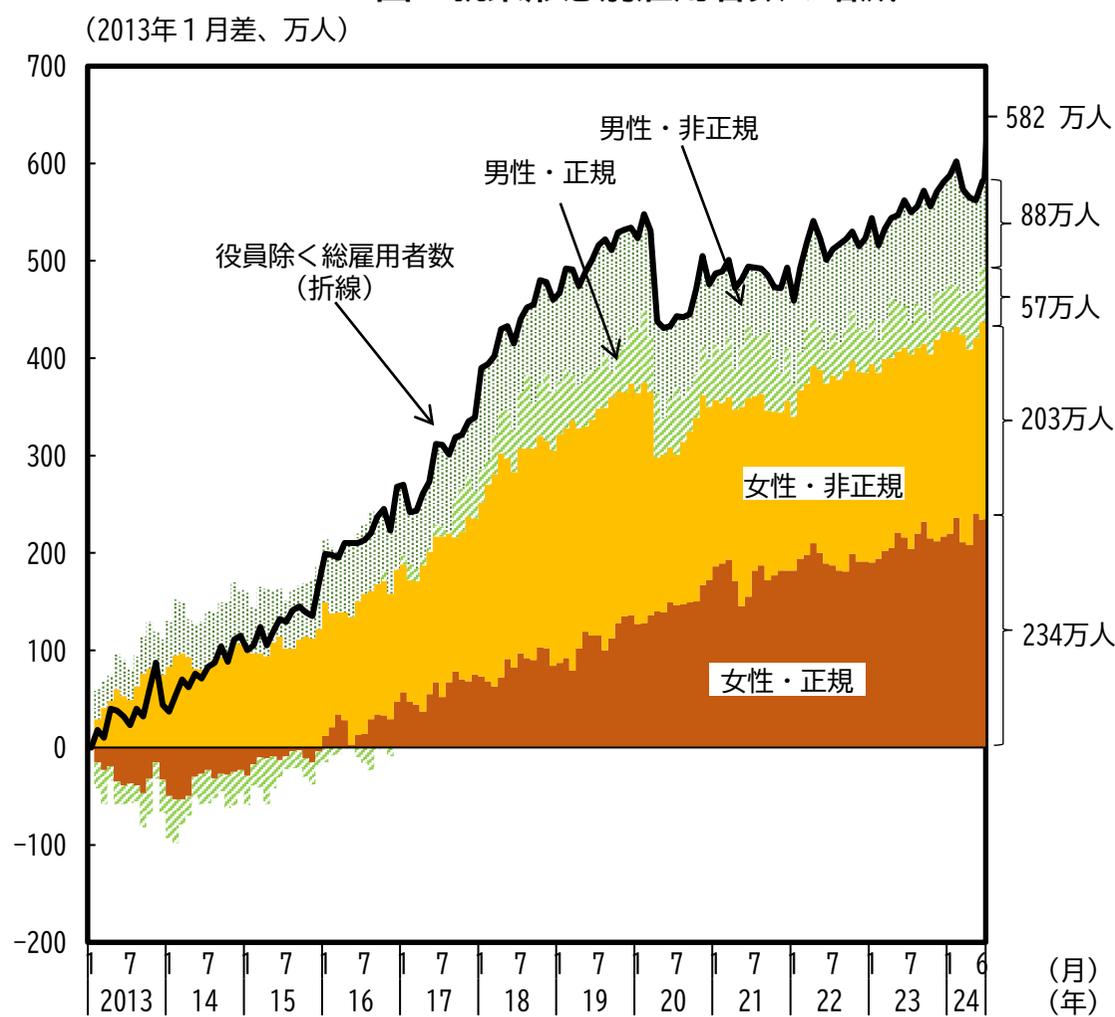
女性の就労拡大と経済成長

- ◆ 1980年代、我が国の名目GDPは就業者数とともに拡大してきたが、1990年代以降は長期にわたって両者ともに停滞。しかし、2013年アベノミクス開始以降は、就業者数が増加する中、名目GDPも拡大し、さらにコロナ禍後は、賃金と物価の好循環もあいまって、2024年4-6月期には史上初めて年率600兆円を突破（1図）。
- ◆ アベノミクス以降の就業者数増加に寄与したのは、女性の雇用者数の増加（2図）。女性の雇用者数は、この10年間で正社員230万人増加、非正規雇用者200万人増加。

1図 名目GDPと就業者数の長期推移



2図 就業形態別雇用者数の増減

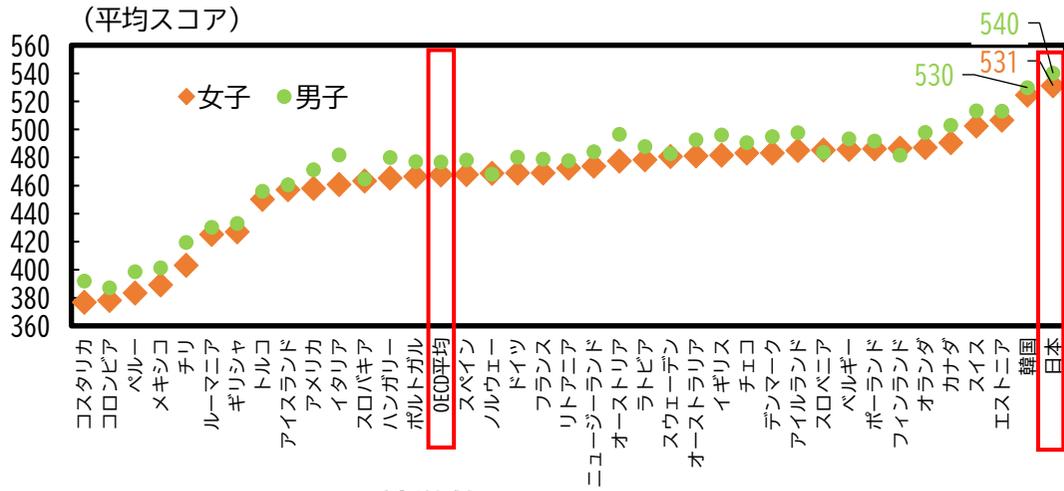


(備考) 内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査(基本集計)」により作成。2024年4-6月期1次速報時点。

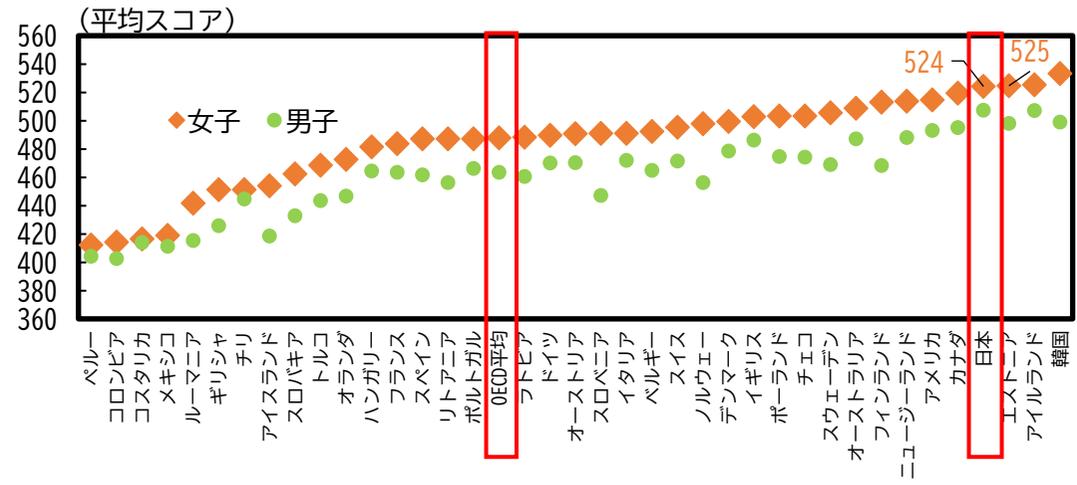
男女ともに高いポテンシャルを持つ我が国の人材

- ◆ 日本の女性の15歳時点における学力（数学的・科学的リテラシー、読解力）はOECD加盟38か国の中でもトップクラス（1、2、3図）。特に、数学的・科学的リテラシーでは男女ともOECD加盟国中1位で、日本の女子は諸外国の男子よりも高いスコア。読解力でもOECD加盟国中4位。しかし、日本はSTEM分野の大卒・院卒者に占める女性の割合が低い（4図）。
- ◆ 女性がその持てる力を十分に発揮すれば、労働力の量だけでなく質においても、我が国の潜在成長率を高める可能性。そのためには、教育や労働、組織マネジメントにおける制度・慣習・意識をはじめ様々な側面で取組が必要。

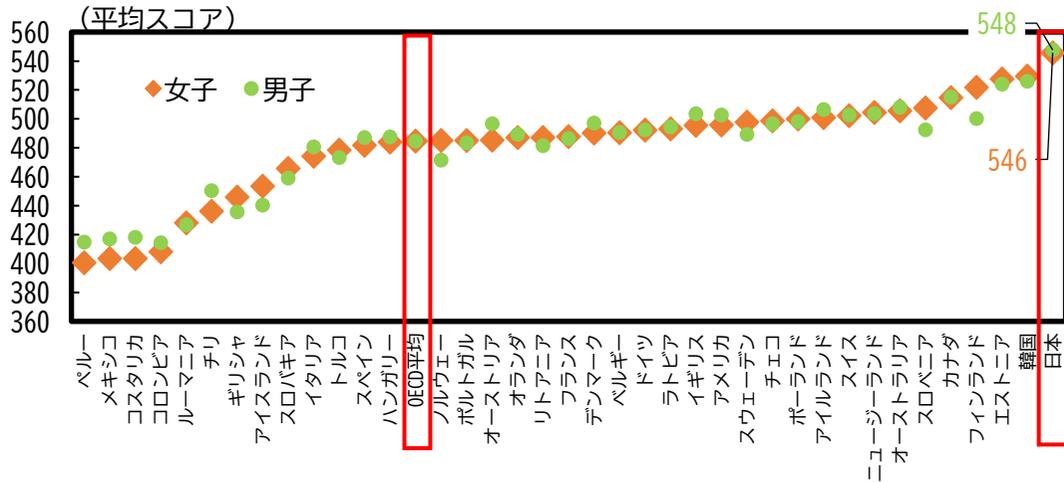
1図 数学的リテラシーのスコア



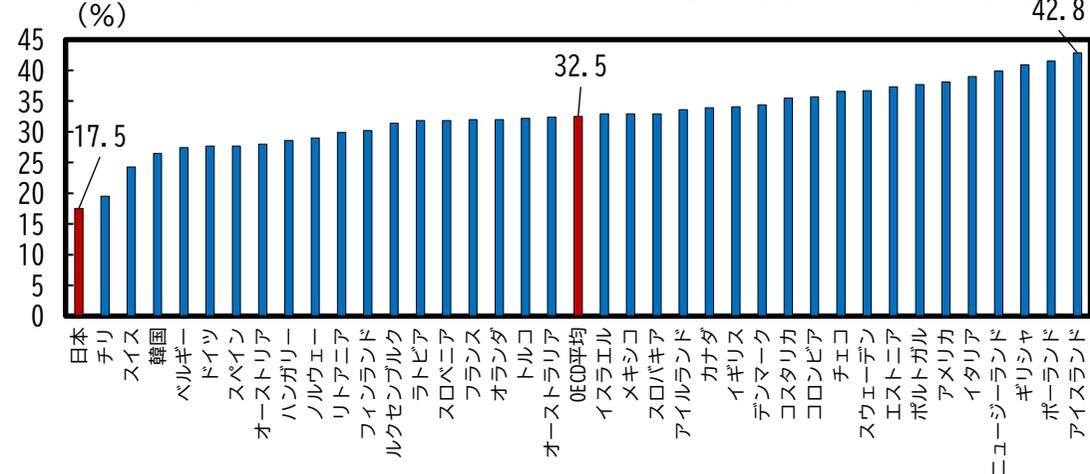
3図 読解力のスコア



2図 科学的リテラシーのスコア



4図 STEM分野の大卒・院卒者に占める女性の割合

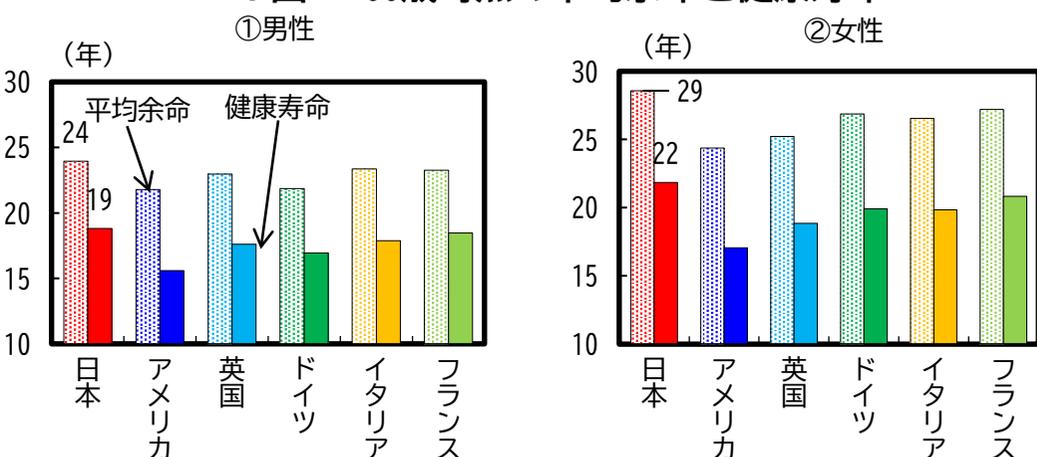


(備考) OECD PISA 2022、OECD Dashboard on Gender Gapsにより作成。

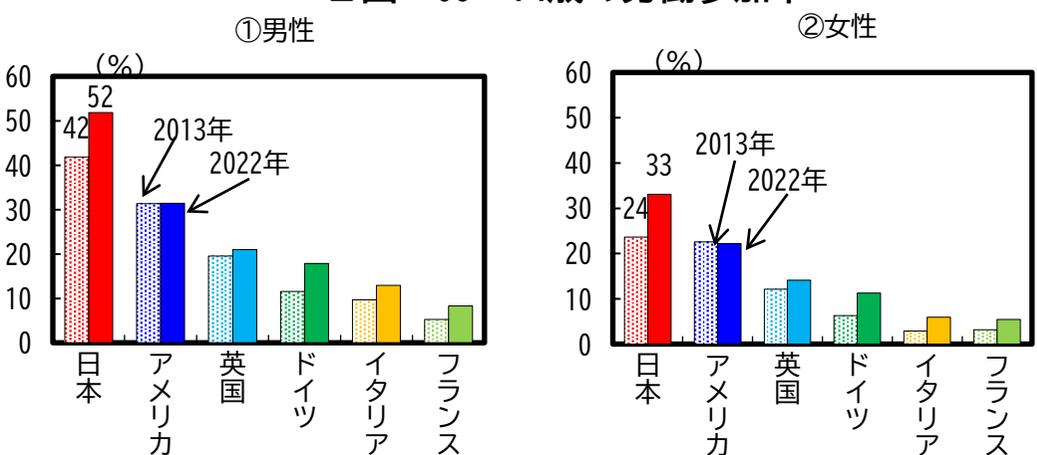
女性高齢者の労働参加

- ◆ 国際的に、我が国は、平均余命だけでなく、健康寿命も男女ともに高い（1図）。また、我が国の高齢者の労働参加率は、男女ともに国際的に高く、かつ、上昇傾向（2図）。
- ◆ 我が国の女性高齢者の労働参加率は、年々高まっているが（3図）、就業意欲がある女性はさらに多く、こうした方々が働きやすい環境を整えることにより、更なる雇用拡大の余地がある（4図）。

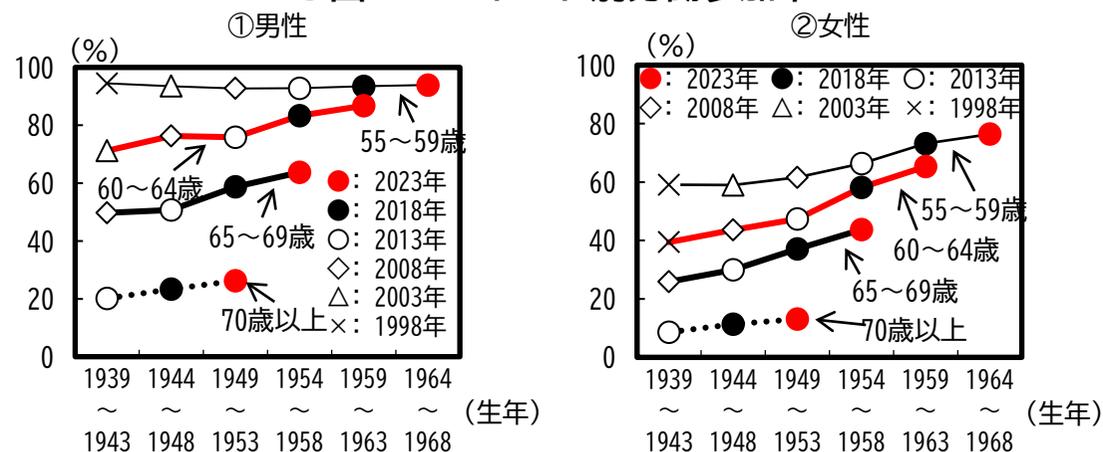
1図 60歳時点の平均余命と健康寿命



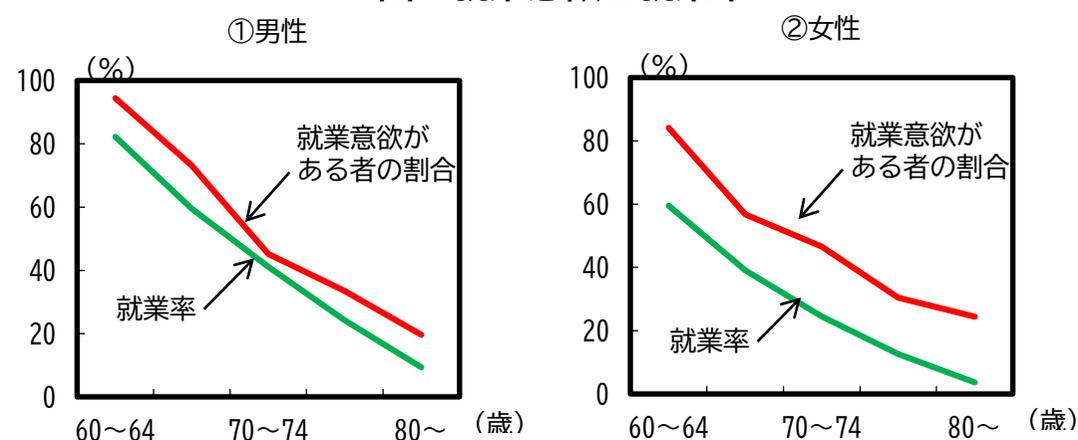
2図 65～74歳の労働参加率



3図 コーホート別労働参加率



4図 就業意欲と就業率

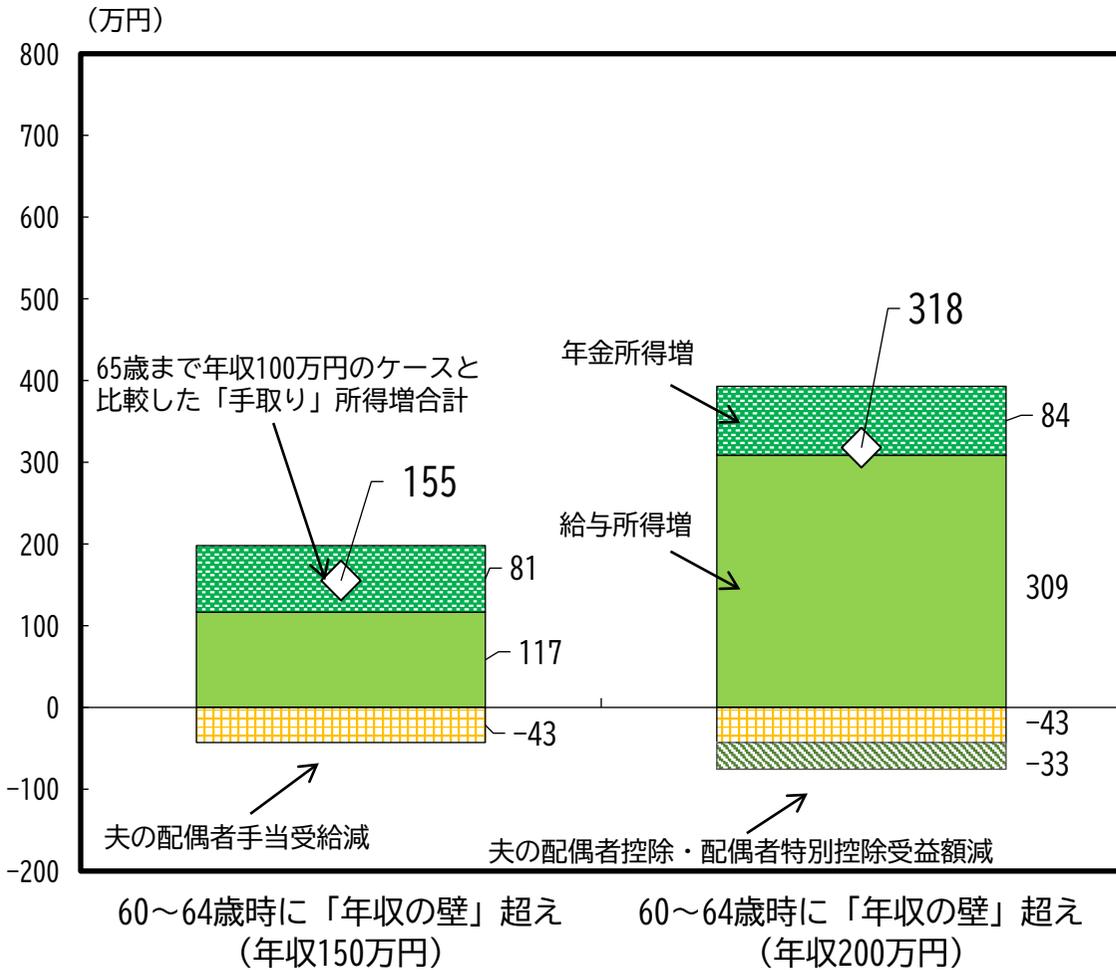


(備考) WHO、OECD Data Explorer、総務省「労働力調査（基本調査）」、内閣府「高齢者の経済生活に関する調査（令和元年度）」により作成。

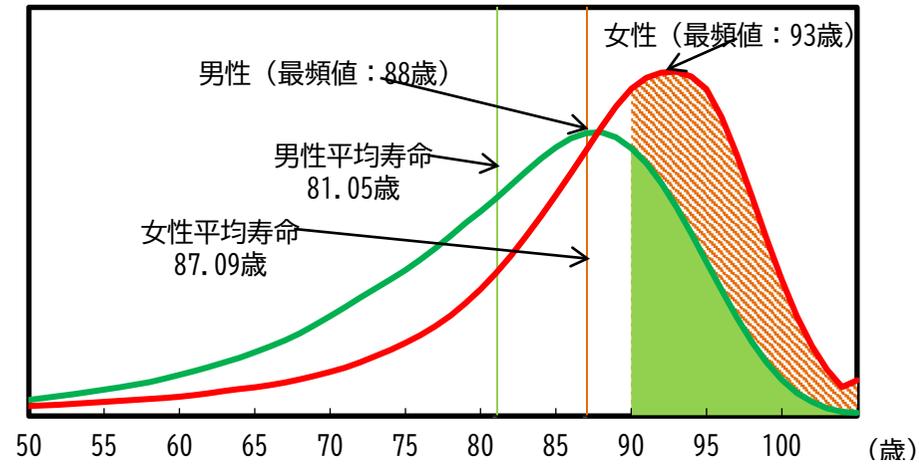
60歳以降も年収の壁を超えて働くことにより世帯の可処分所得は増加

◆ 夫の配偶者手当や配偶者控除の受益減を考慮しても、60歳以降の「年収の壁」超えにより、世帯の手取り所得は大きく増加（1図）。女性は半数が90歳以上まで生きる。女性自らの所得を高めていくことも重要（2図）。

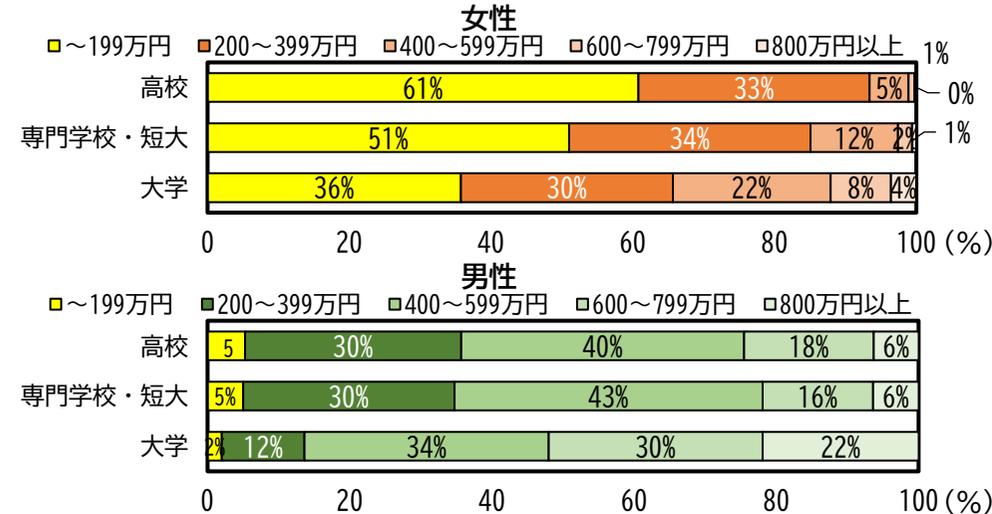
1図 パート復職後65歳まで年収100万円の場合と、60～64歳の5年間「年収の壁」を超えた場合の、70歳までの世帯所得（手取り）の比較



2図 年齢別死亡数の分布



(参考) 有業者の年収分布 (35～44歳、有配偶者)

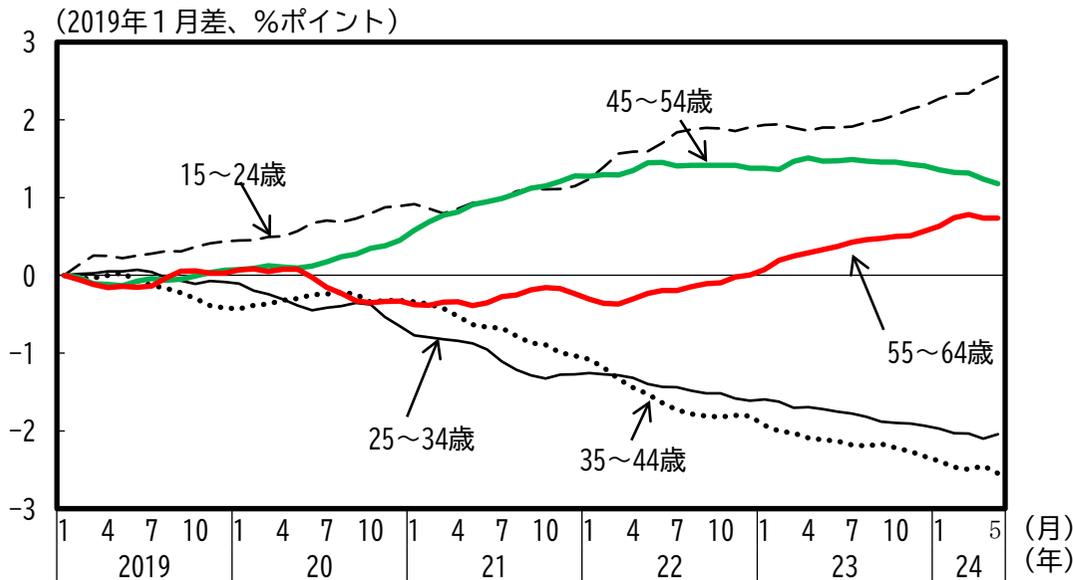


(備考) 1. 1図は、内閣府「女性の出産後の働き方による世帯の生涯可処分所得の変化(試算)」より、妻が38歳から64歳まで「年収の壁」内で年収100万円として働くケースと、新たに試算した38歳から59歳まで年収100万円で働き、60歳以降に「年収の壁」を超えて年収150万円・200万円働くケースの家計の「手取り」所得(税・社会保険料考慮)を70歳までと比較した。
 2. 年収150万円の場合、配偶者控除と同額の配偶者特別控除が夫の所得にかかるため、配偶者控除・配偶者特別控除による受益減はない。厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」(家族手当などの労働者平均支給額1.76万円(令和元年11月分))及び人事院「令和5年職種別民間給与実態調査」(配偶者手当実施割合56.2%)から、妻の年収が100万円の場合、夫に月額9,891円の配偶者手当の支給(税・社会保険料控除前)があると想定。
 3. 2図は厚生労働省「令和4年簡易生命表」により作成。右下参考図は、総務省「就業構造基本調査」により作成。

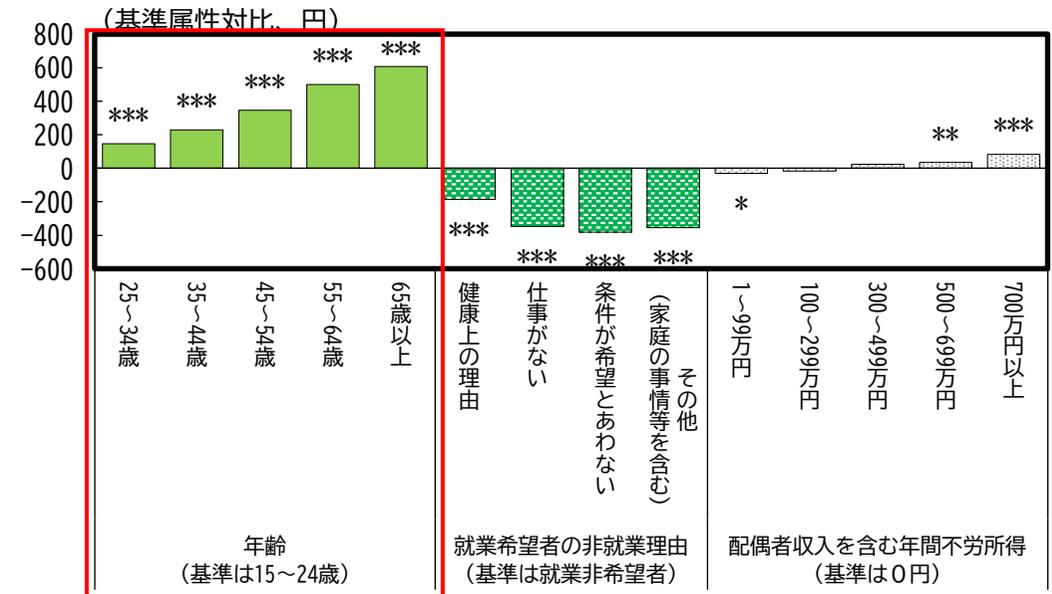
上昇する女性の留保賃金

- ◆ 女性の非労働力人口における年齢別のシェアを見ると、人口構成の変化もあって、25～44歳のシェアは低下する一方、45～64歳の中高年層が拡大（1図）。
- ◆ 女性の留保賃金（現在就労していない人が、その水準以上の賃金であれば、就労する賃金水準）は、年齢が高いほど上昇（2図）。その結果、非労働力女性の年齢構成の変化により、女性の留保賃金は一貫して上昇傾向（3図）。
- ◆ 女性の賃金が十分に上昇していかなければ、人数ベースで見た女性の労働参加が頭打ちになる可能性。人材確保の観点からも、2022年に決定した開示義務化をテコとして、男女間賃金格差の是正を進めることが重要。

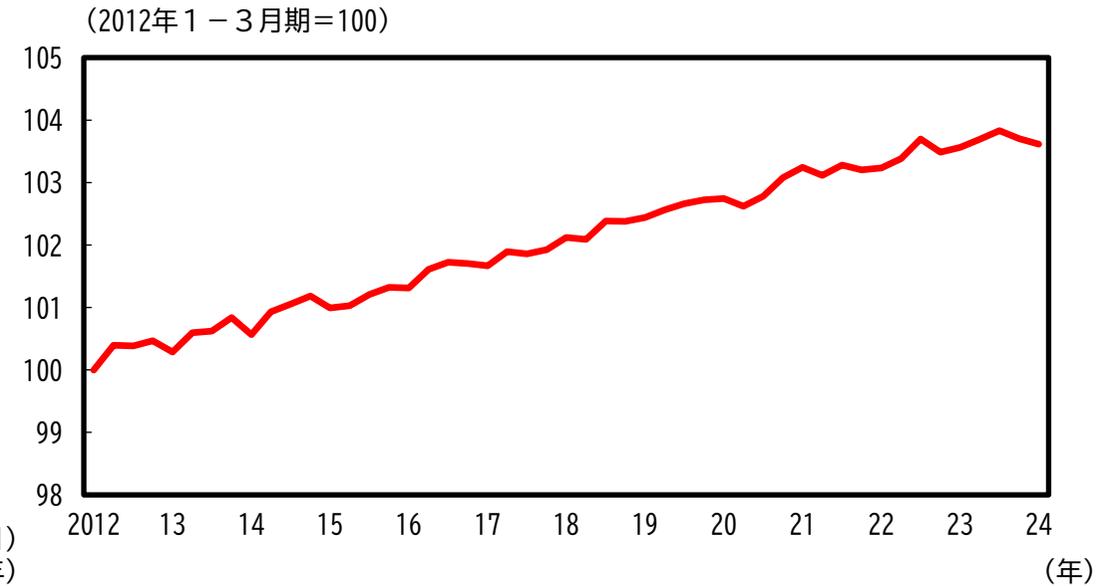
1図 女性の非労働力人口の年齢階級別シェア



2図 女性の留保賃金の推計



3図 女性の留保賃金の推移



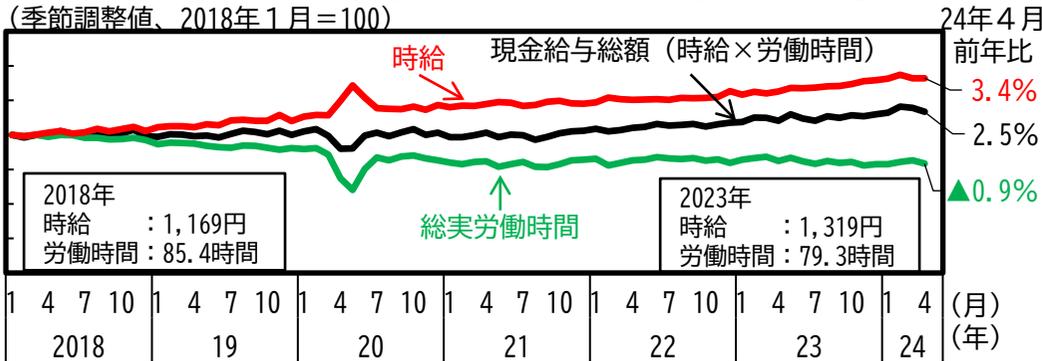
(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計、詳細集計）」、リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」により作成。
 2. 2図は、各属性の非就業者の留保賃金（実質ベース）が、基準属性対比で何円高いかを表している。***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で有意であることを示す。

参考

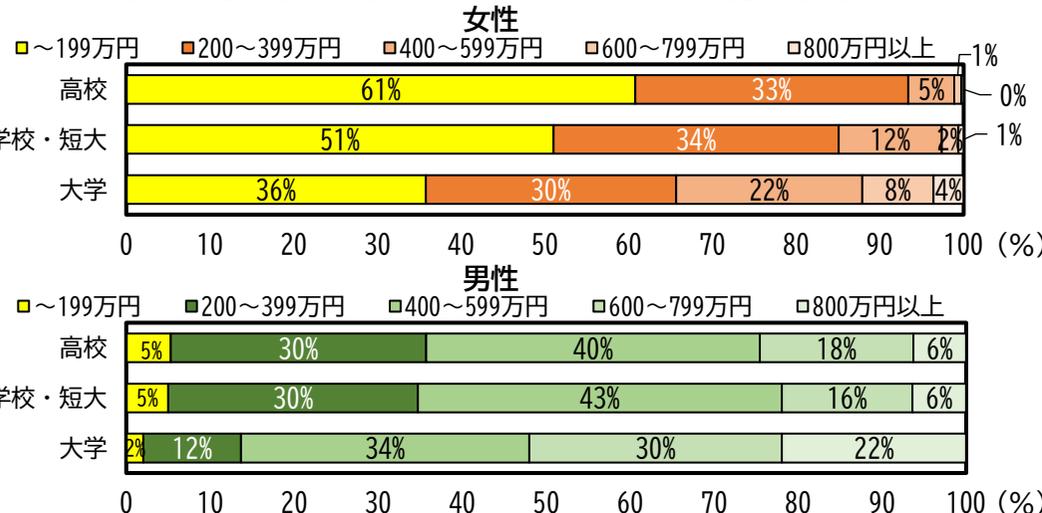
今月のポイント (3) 雇用と労働時間

- ◆ パート労働者の時給は増加する一方で、年収の壁の範囲内で収入を抑える就業調整もあって、労働時間は緩やかな減少傾向が継続し、現金給与総額の上昇が抑制（1図）。女性の有配偶就業者の年収分布を学歴別にみると、年収200万円未満の割合は、高校卒では6割、専門学校・短大卒では5割、大学卒では4割弱となっており、能力発揮により世帯所得を向上させる余地（2図）。
- ◆ 一定の仮定を置いた試算では、妻が年収の壁を超えて働く場合、世帯の生涯可処分所得として、給与所得分に加え、年金所得分の増加が、配偶者手当等の減少を大きく上回る（3図）。人手不足への対応という観点に加え、世帯の生涯可処分所得の向上という観点からも、女性が年収の壁を超えて働くことをためらうことがないような情報の周知と環境整備が重要。

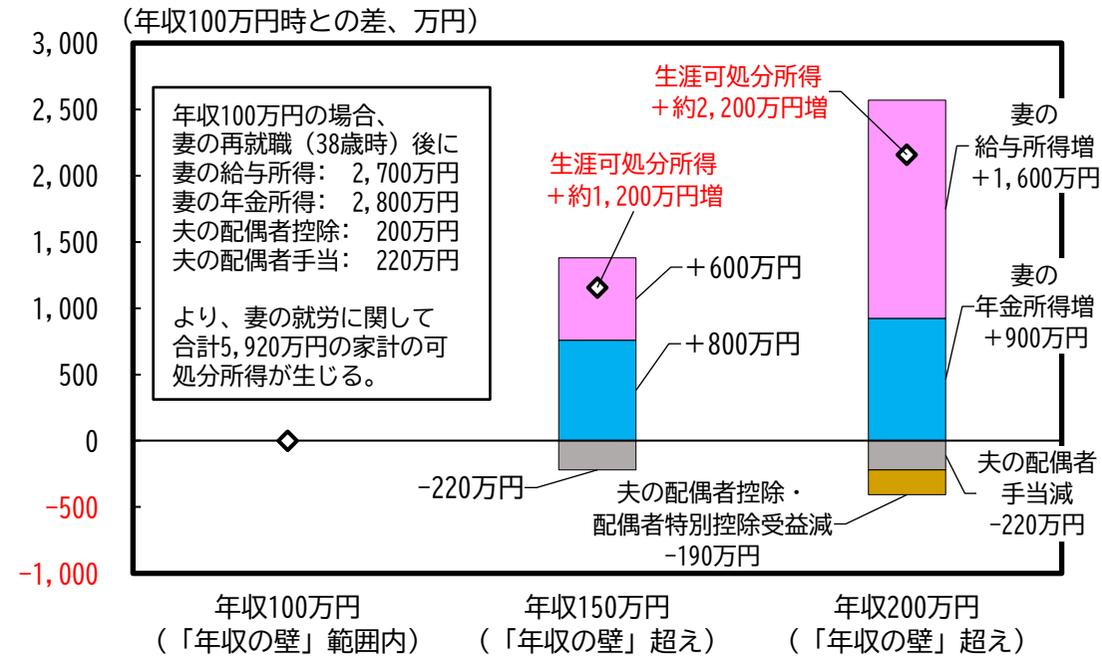
1図 パート労働者の時給、現金給与、労働時間



2図 有業者の年収分布 (35~44歳、有配偶者)



3図 夫婦子ども2人世帯において妻が年収の壁を超えて働く場合の生涯可処分所得への影響 (一定の仮定に基づく試算)



(参考) 1日の労働時間 (時給1,125円、週5日勤務の場合)

年収	100万円	150万円	200万円
労働時間	3.4時間程度	5.1時間程度	6.8時間程度

(備考) 1. 1図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。総実労働時間は内閣府による季節調整値。時給は、現金給与総額を総実労働時間で除することにより算出。

2. 2図は、総務省「就業構造基本調査」により作成。

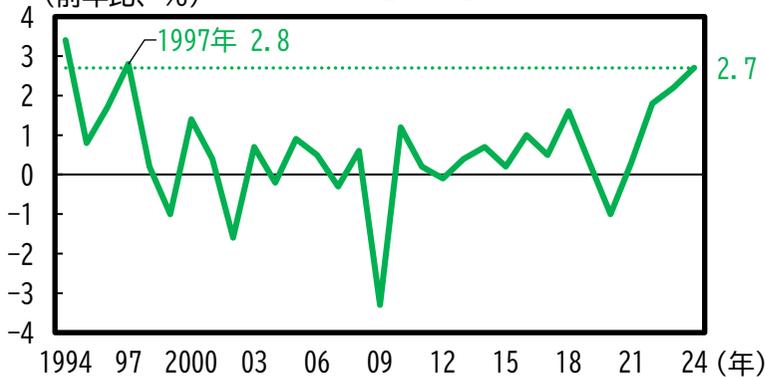
3. 3図は、内閣府「女性の出産後の働き方による世帯の生涯可処分所得の変化 (試算)」 (<https://www5.cao.go.jp/keizai3/2024josei/index.html>) により作成。

(参考)の時給1,125円は、厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」の短時間労働者・学歴計・女性・産業計・企業規模計の1時間当たり所定内給与額の中央値。なお、同条件における平均値は1,312円。

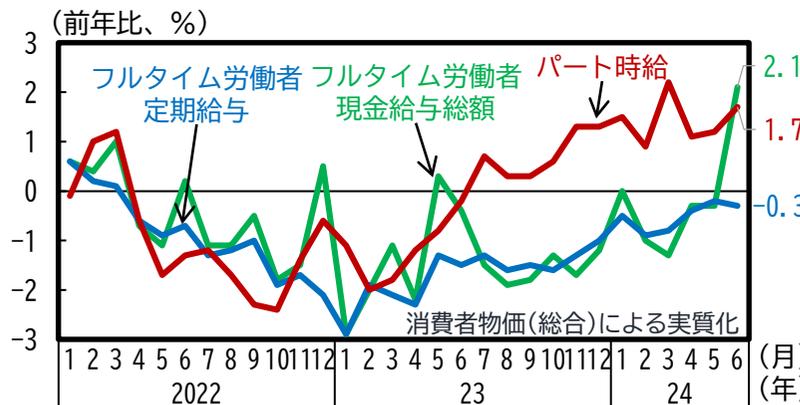
今月の指標（1） 賃金の動向

- ◆ フルタイム労働者の現金給与総額（名目）は、2024年上半期は前年比2.7%と27年ぶりの高い伸び率（1図）。実質賃金では、パート時給は前年比プラスが継続、フルタイム労働者も、春闘賃上げが反映され始めていることに加え、夏のボーナスが堅調であったことから、6月は前年比でプラスに。振れの大きい特別給与（ボーナス等）を除く定期給与でも着実に持ち直し（2図）。
- ◆ こうした結果、実質総雇用者所得は約3年ぶりに前年比プラスに転じた（3図）。
- ◆ 特別給与（ボーナス等）の伸びを事業所規模別にみると、今年は中小規模の事業所の伸びが寄与（4図）。
- ◆ 産業別の所定内給与の伸びをみると、人手不足感の強い建設、運輸等で高い伸びが続くとともに、6月の診療報酬改定等に伴い、医療・福祉の賃金も伸び始めている（5図）。

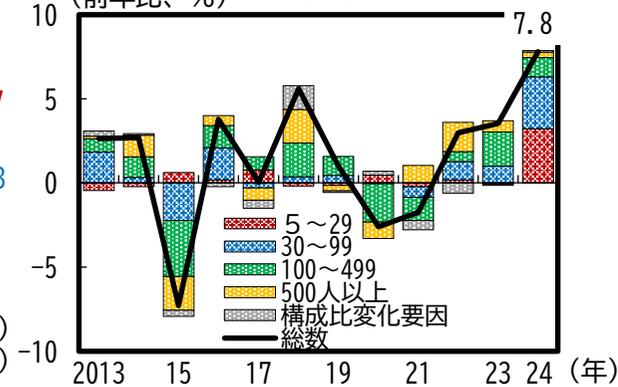
1図 フルタイム労働者の現金給与総額（前年比、%）（1-6月平均）



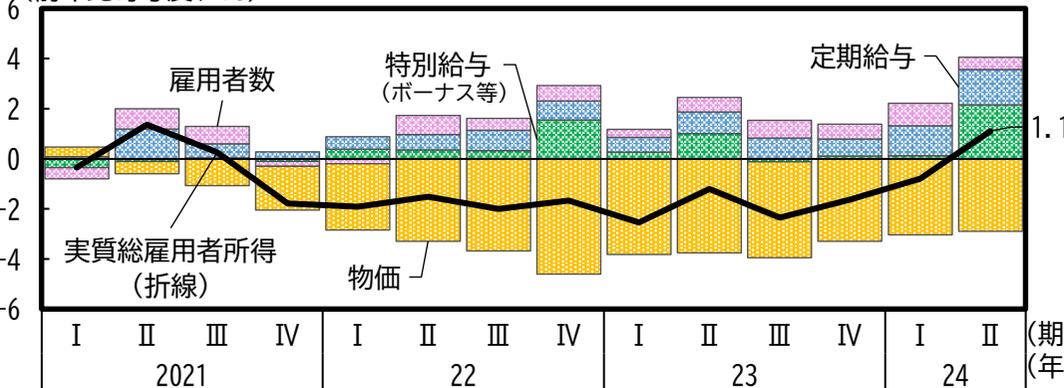
2図 就業形態別の実質賃金の動向（前年比、%）



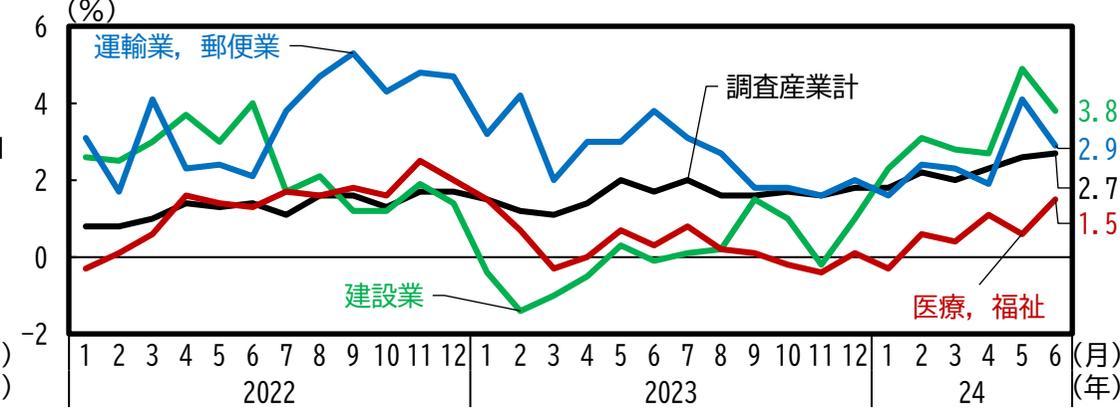
4図 事業所規模別特別給与（ボーナス等）（前年比、%）（6月時点）



3図 実質総雇用者所得の推移（前年比寄与度、%）（雇用者数×一人当たり賃金）



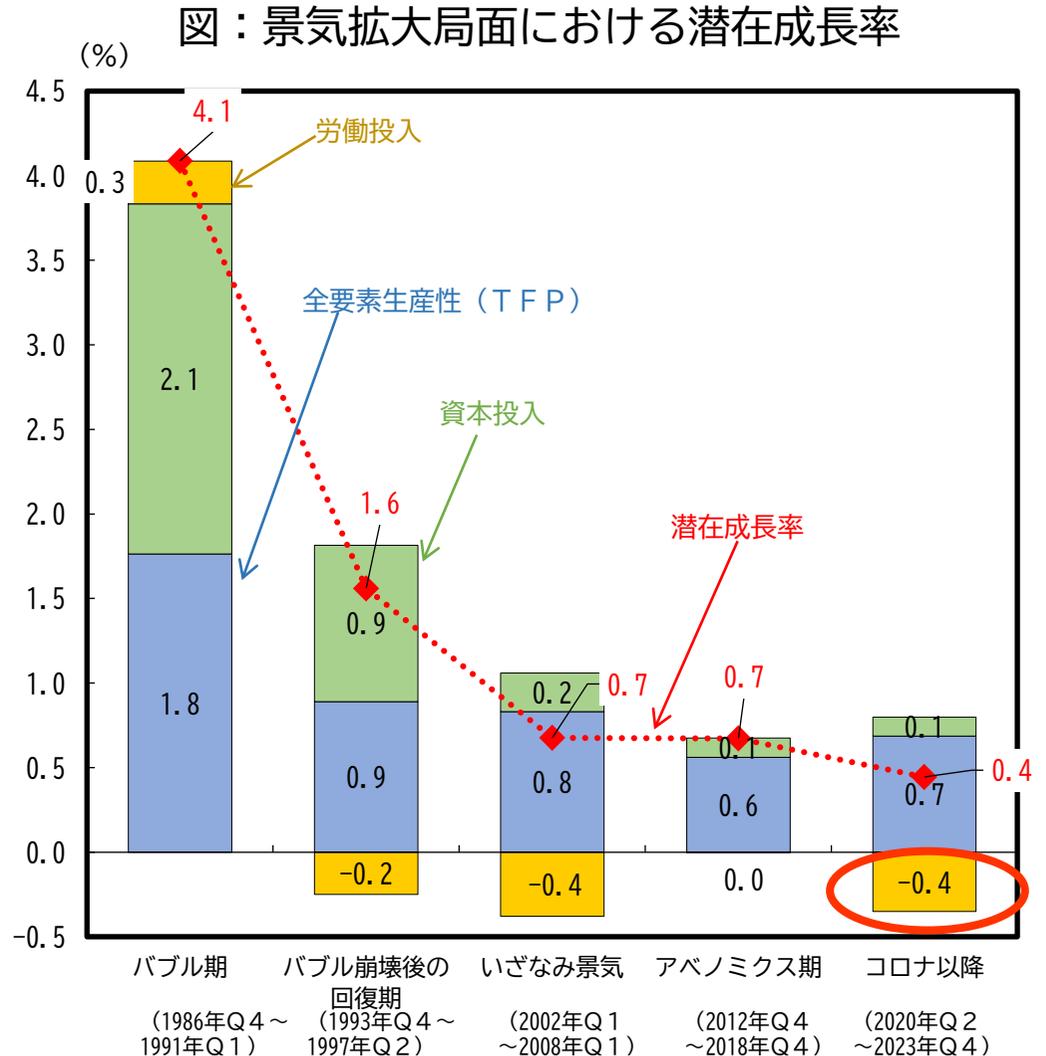
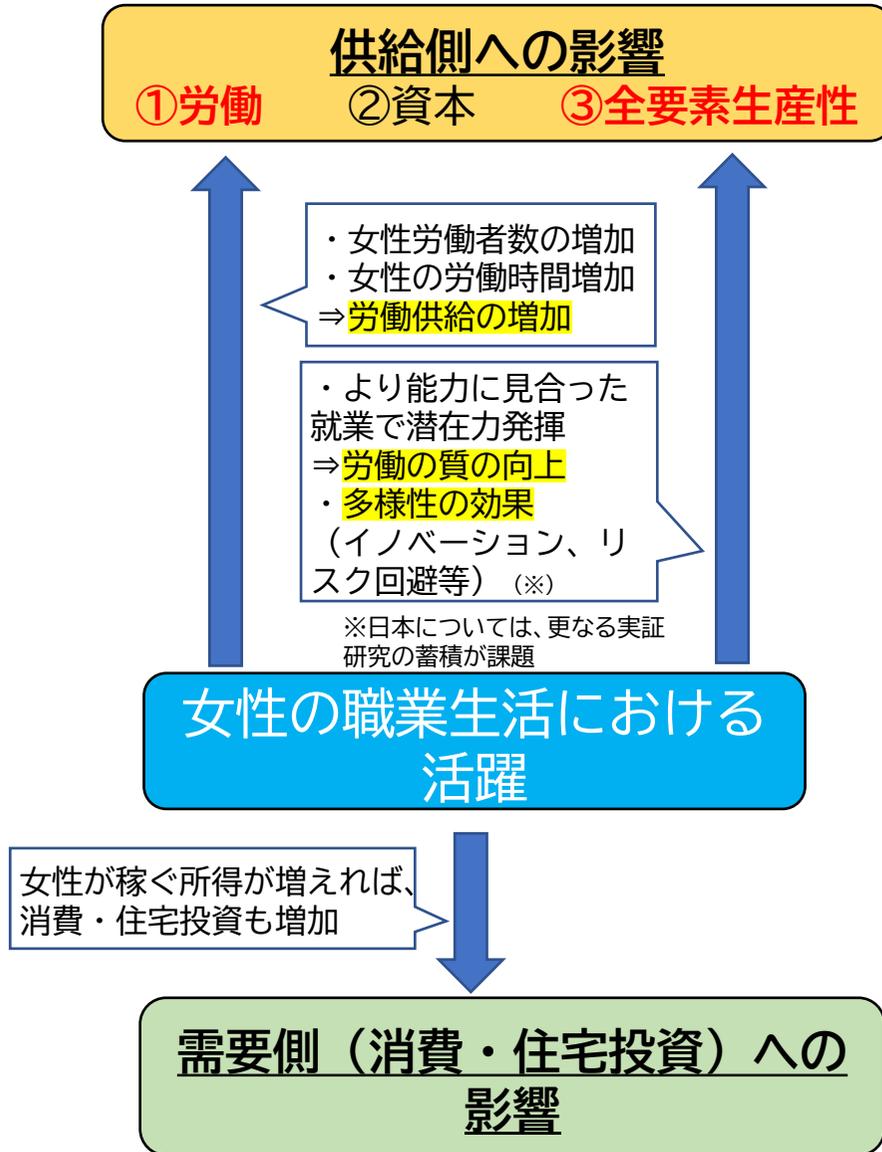
5図 フルタイム労働者所定内給与（業種別）（%）



(備考) 1. 1図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。各年1月～6月の平均値の前年比。なお、就業形態別の賃金の公表は1993年から。
 2. 2図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。2024年1月のベンチマーク更新を反映した2023年の参考値（指数）と2024年の指数それぞれを消費者物価指数（総合）で実質化した指数を算出し、前年同月比を計算。パート時給は、所定内給与を所定内労働時間で除することにより算出。
 3. 3図は、内閣府「総雇用者所得」により作成。
 4. 4図及び5図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

女性の就労拡大・能力発揮によるマクロ経済への影響経路：供給面と需要面

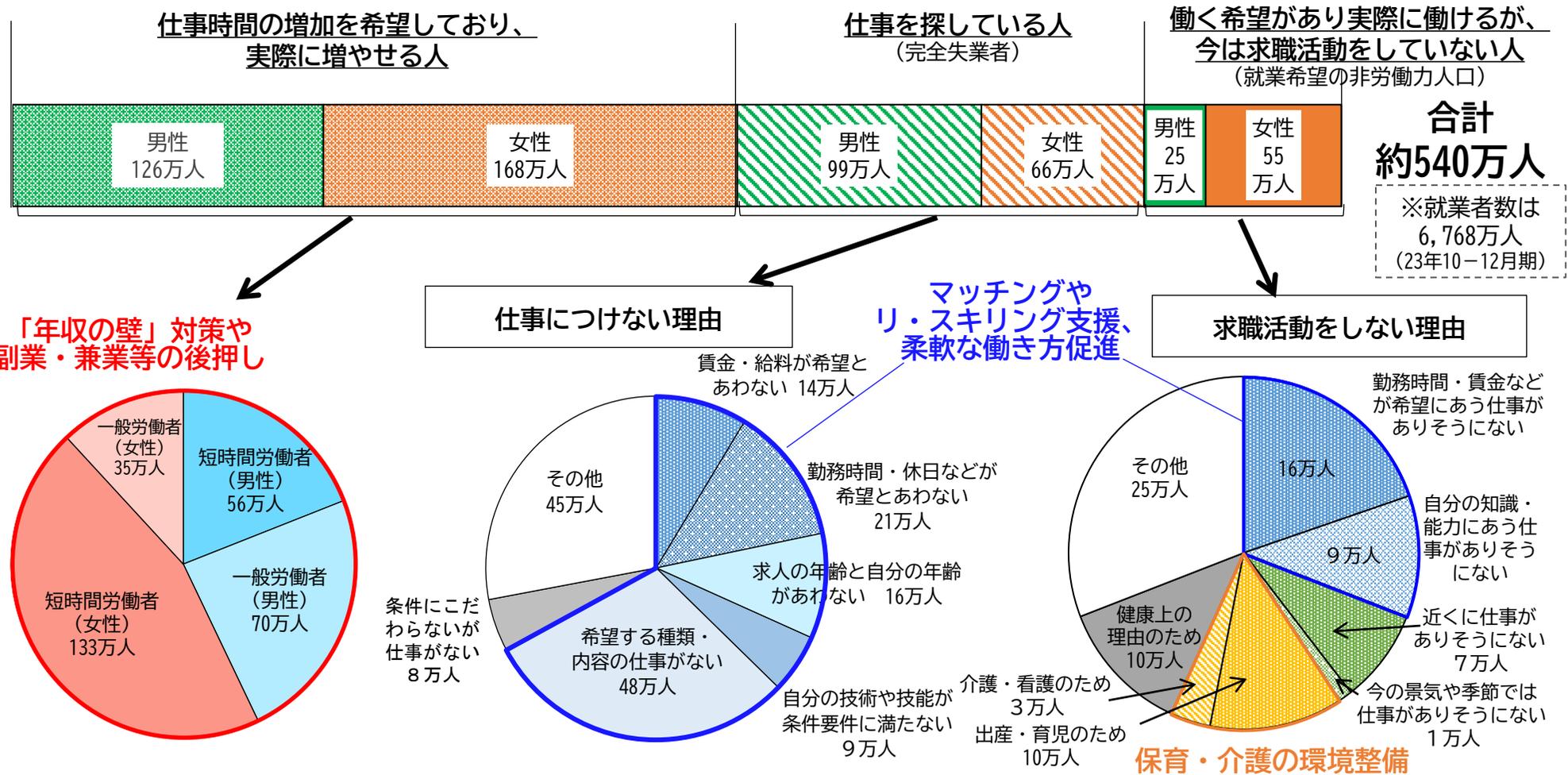
- ◆ 潜在成長率の規定要因は、労働・資本・全要素生産性（TFP）の3つ。人口減少等を背景に日本の労働投入は伸びず、潜在成長率を押し下げる傾向にあるが、女性の職業生活における活躍は、労働供給の増加を通じてその影響を緩和。
- ◆ 職業生活において意欲ある女性が潜在的な能力を発揮すれば、労働の質の向上を通じて全要素生産性を高める可能性。また、意思決定層をはじめ、さまざまな場で多様性が進むことによる効果を指摘する研究もある。
- ◆ 需要面においては、女性が稼得する所得が増えれば、消費及び住宅投資を通じた効果も期待される。



(備考) 内閣府「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」(2023年11月)掲載資料を時点更新。潜在成長率及びその内訳は内閣府推計値。

供給面：追加で労働供給を望む女性は約290万人

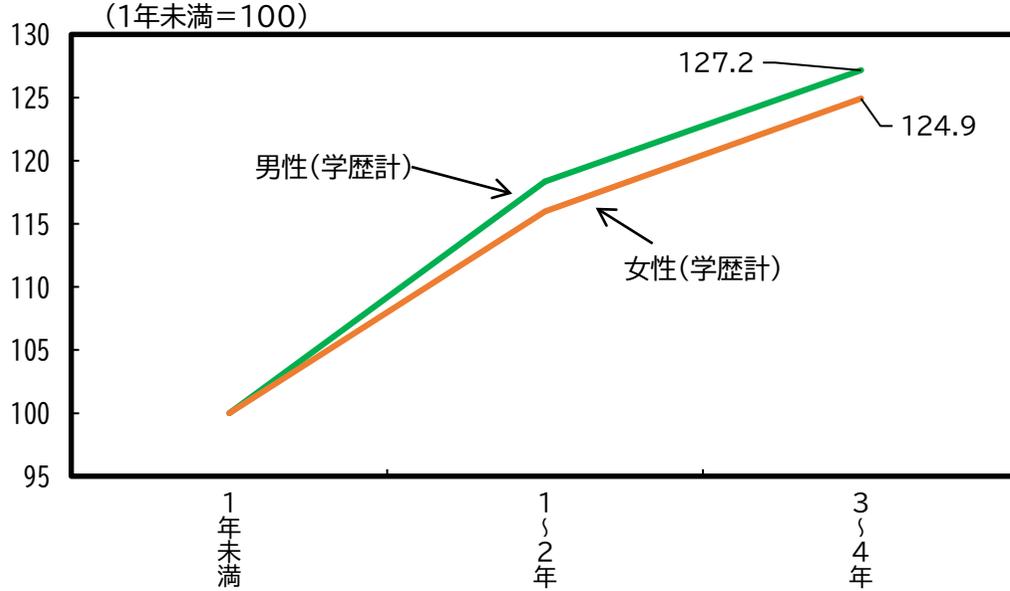
- ◆ 追加的に労働供給を望み、働くことができる人口は約540万人、うち女性は約290万人。人手不足感が高まる中、意欲のある就業者・就業希望者の持てる力を十分に発揮できる環境整備が喫緊の課題。
- ◆ 「年収の壁」を意識している方々（厚生労働省の推計では約60万人）には、「年収の壁」対策等が重要。仕事内容や勤務条件等のミスマッチに対しては、効果的なマッチングやリ・スキリングの支援、多様で柔軟な働き方の促進が重要。



(備考) 内閣府「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」(2023年10月)掲載資料を時点更新。総務省「労働力調査(詳細集計)」により作成。数値は、2023年10-12月期。「一般労働者」は就業時間が週35時間以上の者、「短時間労働者」は週35時間未満の者(休業者除く)。「年収の壁」を意識している方々の推計値は、厚生労働省第7回社会保障審議会年金部会資料「女性の就労の制約と指摘される制度等について(いわゆる「年収の壁」等)」より引用。

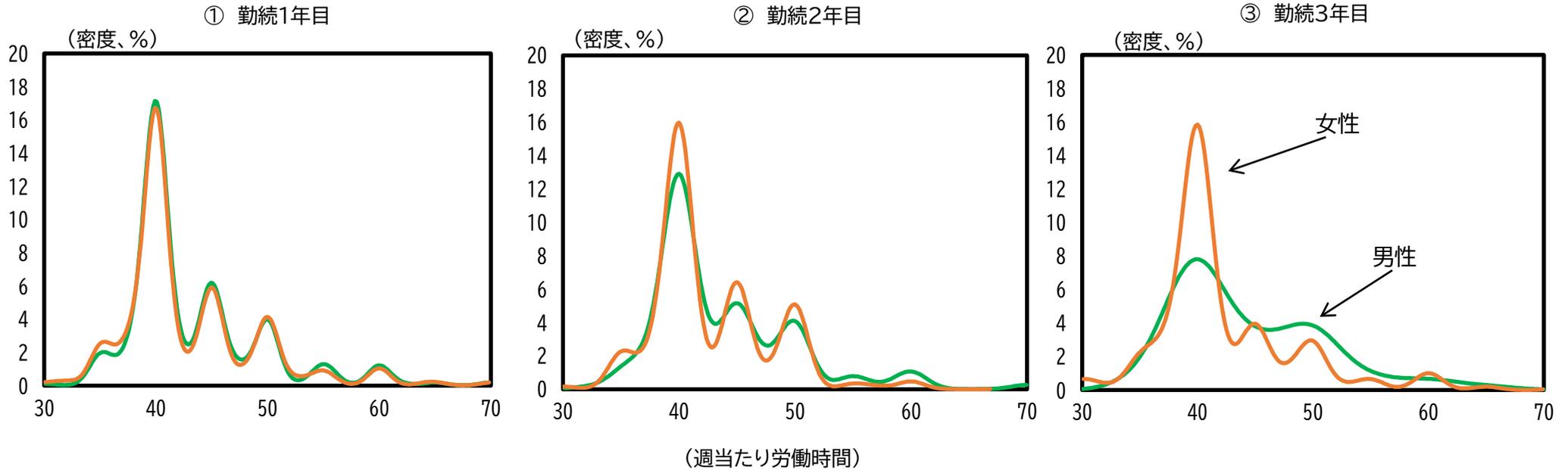
能力発揮と労働の質：男女間賃金格差には初期の配属・職務の差も影響している可能性

1 図：正社員の勤続初期における年収の動向



- ◆ 正社員の男女間賃金格差は、入社3年目で既に観察される。
- ◆ 結婚・出産未経験の女性が多い年齢層にもかかわらずこのような格差が観察される理由について、5万人のパネルデータ（同一个人の追跡調査）を用いて分析したところ、勤続3年目には労働時間の分布に明確な男女差が生じており、職務内容に男女差がある可能性。
- ◆ その後の職業生活で活躍する力を身につける上では、勤続初期における配属や職務経験が重要。
- ◆ 本人の意向を踏まえつつ、勤続初期における職務内容の偏りを是正することは、女性の能力発揮と意欲の維持に寄与し、労働の質を高める上でも重要。

2 図：正社員における勤続年数ごとの労働時間分布

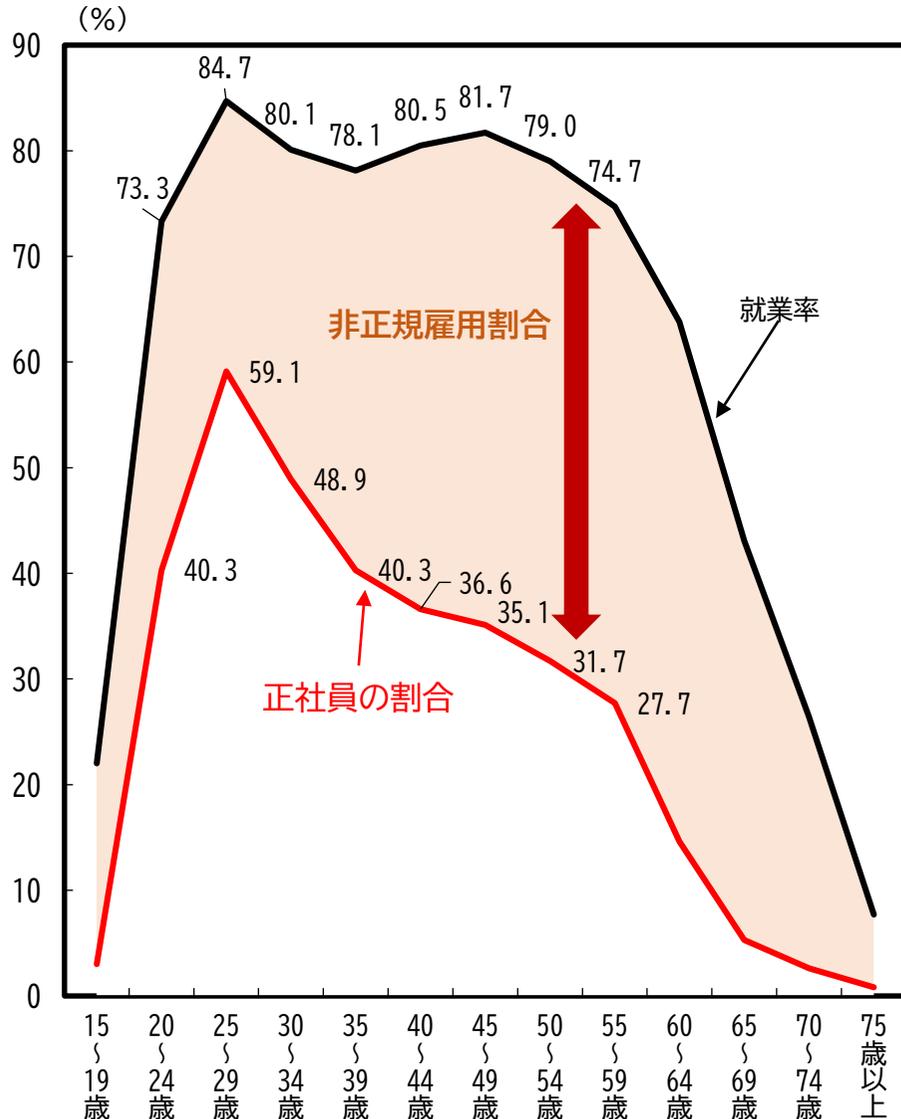


(備考) 「今週の指標 No.1339 キャリアの初期における男女間賃金格差の要因について」(2024年3月、内閣府政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(総括担当)付)より。
1 図は厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2022年)により作成。2 図はリクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」により作成。

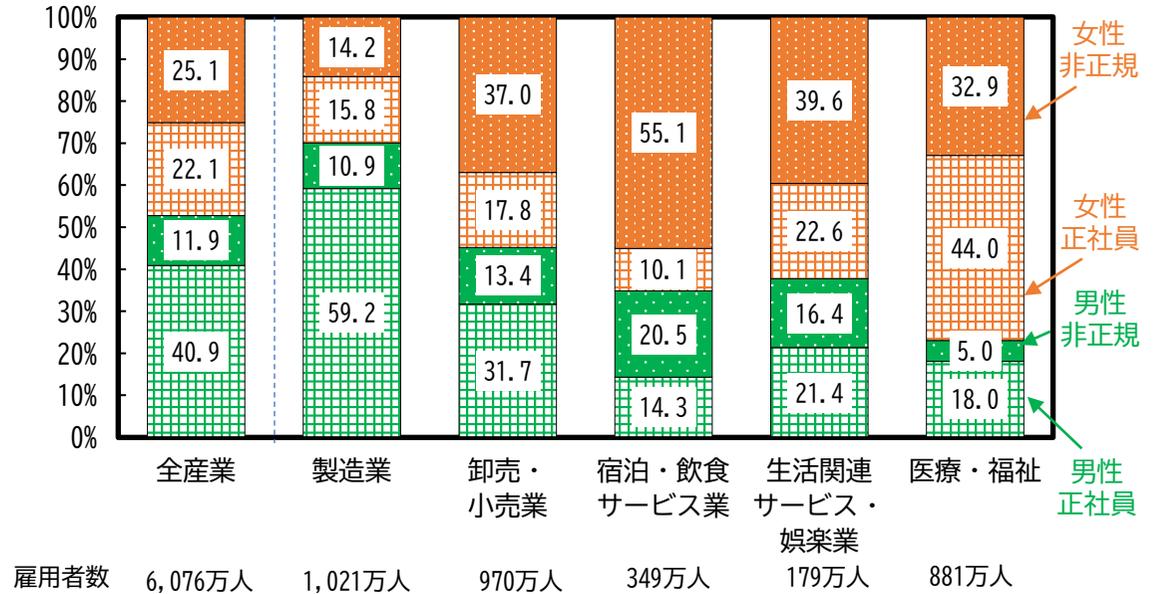
非正規雇用：サービス業では女性の非正規雇用割合が高い

- ◆ 20～50代の女性の就業率は約80%と高い水準にあるが、30歳以降は非正規雇用割合が高い（いわゆるL字カーブ問題）。
- ◆ 女性の非正規雇用割合は、飲食・宿泊、生活関連サービス・娯楽業、卸売・小売業等の産業で高く、こうした産業における非正規雇用労働者の賃金水準は、フルタイムで年収250万円程度と正社員の6～7割の水準。女性の賃金上昇のためには、同一労働同一賃金の原則の徹底と、希望者には正社員として能力を発揮できる環境づくりが重要。

1 図：女性の就業率と正社員割合（いわゆるL字カーブ）



2 図：各産業における女性の非正規雇用者比率



3 図：各産業における正社員と非正規雇用の賃金
(一般労働者(フルタイム)、年収換算)

	全産業	製造業	卸売・小売	宿泊・飲食サービス	生活関連サービス・娯楽	医療・福祉
男性正社員	597万円	594万円	587万円	454万円	501万円	562万円
女性正社員	441万円	404万円	433万円	359万円	373万円	435万円
女性非正規	273万円	259万円	248万円	248万円	250万円	294万円

(備考) 1. 1、2図は総務省「労働力調査(基本集計)」により作成。

2. 3図は厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額によって年収換算。

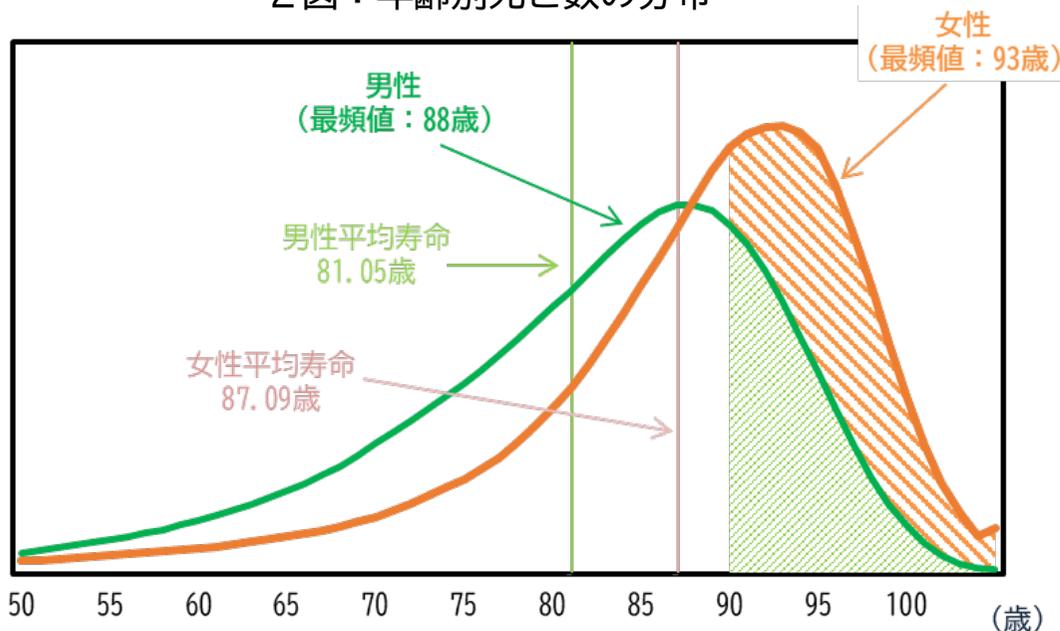
需要面：女性の所得向上により消費・住宅投資が拡大する可能性

- ◆ 女性の所得向上は消費拡大に寄与。女性が世帯主の家計は、平均的にみて収入が低く、平均消費性向が高い。
- ◆ 現在、日本の女性の寿命の最頻値は93歳、女性の半分は90歳以上まで生きる。女性の継続的な所得向上は、老後への備えと将来の安心を通じて、足元の消費を下支えする可能性。
- ◆ 住宅ローンにおいては、夫婦でローンを組んで住宅を購入するペアローンが増加。ペアローンによる借入金額は、若い世代を中心に単独ローンよりも大きく、女性の継続就業・所得向上は、住宅投資を拡大する可能性。

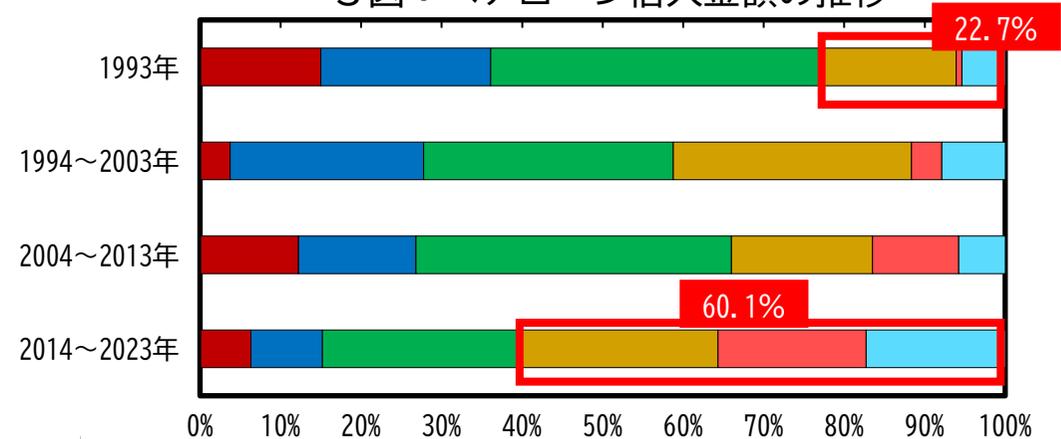
1 図：世帯主男女別所得と消費性向

世帯主	男	女
実収入（円）	491,016	299,886
可処分所得（円）	404,080	252,648
消費支出（円）	262,442	189,912
平均消費性向（%）	64.9	75.2

2 図：年齢別死亡数の分布

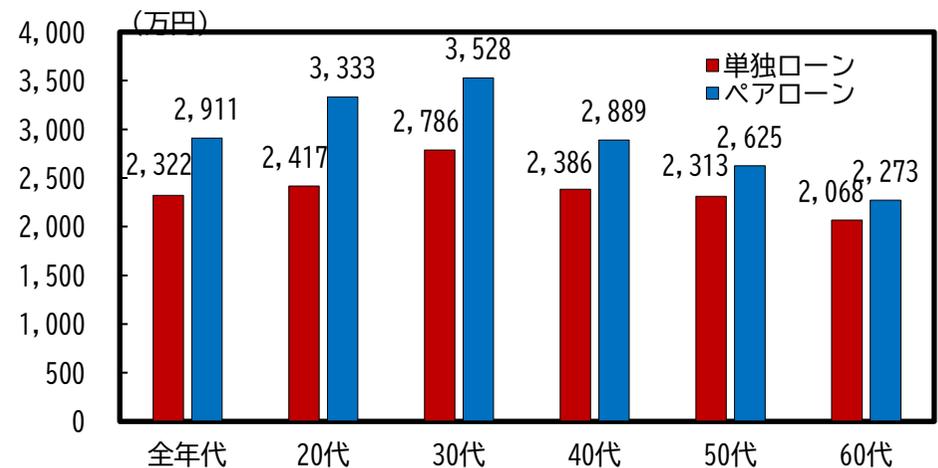


3 図：ペアローン借入金額の推移



■ ~1,000万円未満 ■ 1,000~2,000万円未満 ■ 2,000~3,000万円未満
■ 3,000~4,000万円未満 ■ 4,000~5,000万円未満 ■ 5,000万円以上

4 図：単独ローンとペアローンの借入額（中央値）比較



（備考）1. 1 図は総務省「全国家計構造調査」により作成。勤労者世帯のデータ（無職世帯等は含まない）。2人以上世帯と単身世帯の両方を含めた総世帯の平均。平均消費性向は、消費支出÷可処分所得で算出。2 図は厚生労働省「令和4年簡易生命表」により作成。

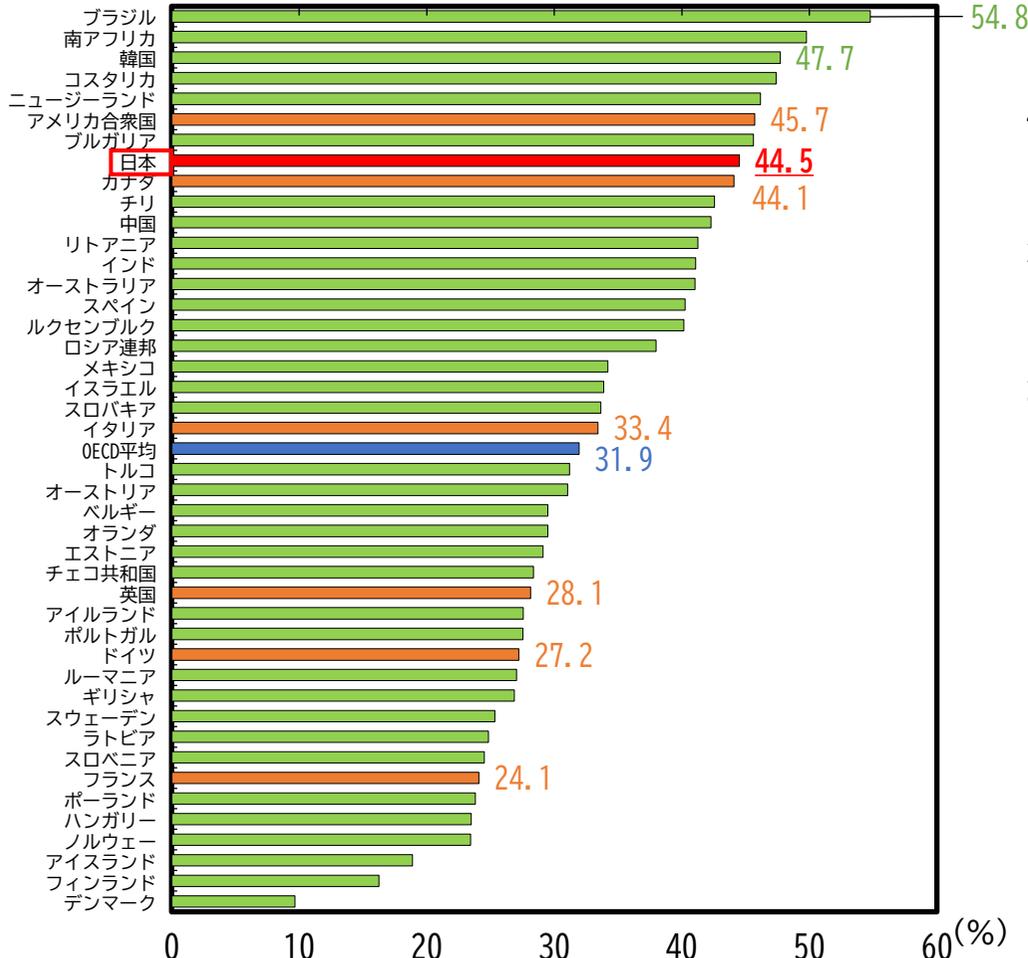
2. 3 図、4 図は三井住友信託銀行、三井住友トラスト・資産のミライ研究所「住まいと資産形成に関する意識と実態調査（2023年、2024年）」により作成。

女性の所得向上は、国際的に見ても高い母子世帯の貧困率への対処の上でも重要

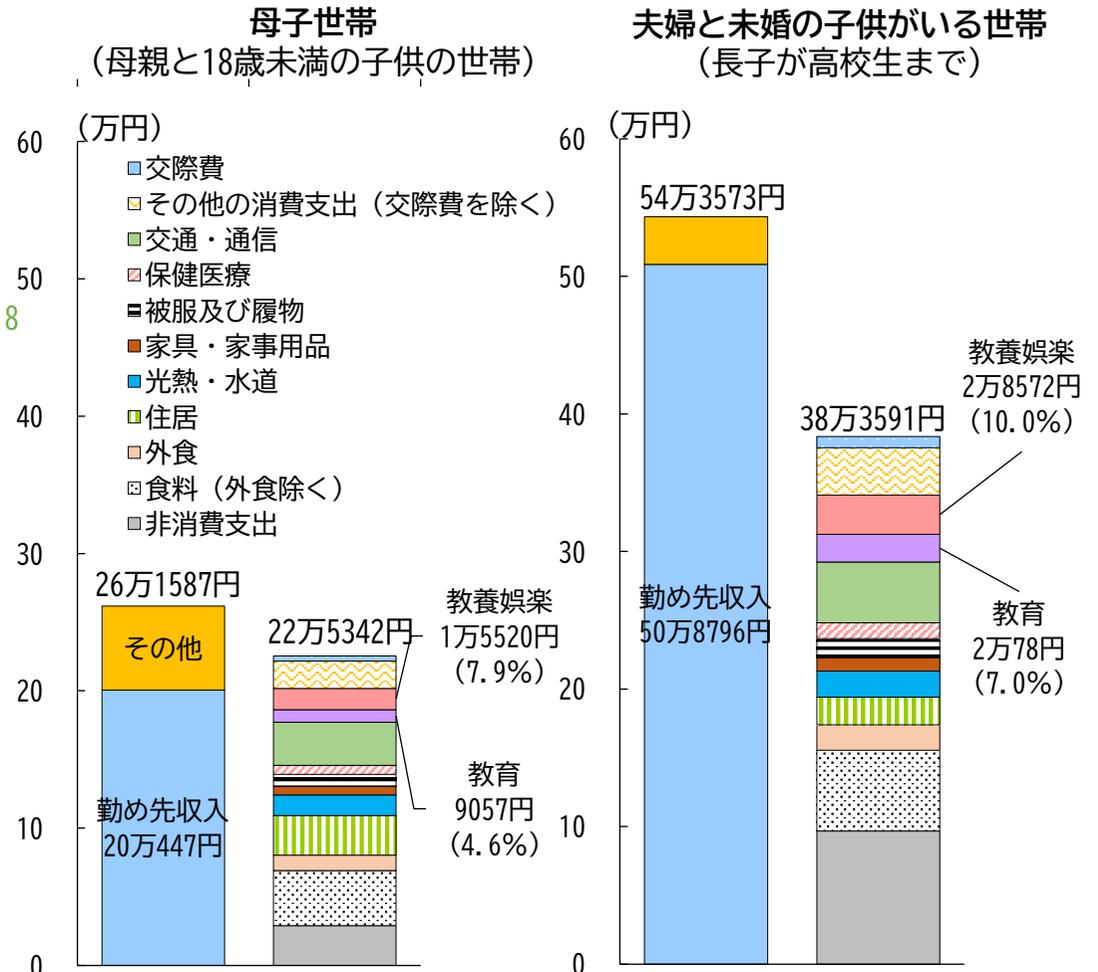
1 図：現在、離婚件数は婚姻件数の3分の1

	婚姻件数	離婚件数
昭和47年(1972) (婚姻数ピーク)	110.0万件 (うち再婚11.0%)	10.8万件
令和4年(2022)	50.5万件 (うち再婚25.2%)	17.9万件

2 図：ひとり親世帯の相対的貧困率の国際比較



3 図：母子世帯・夫婦と未婚の子供がいる世帯の実収入と消費支出（勤労者世帯）



<参考>

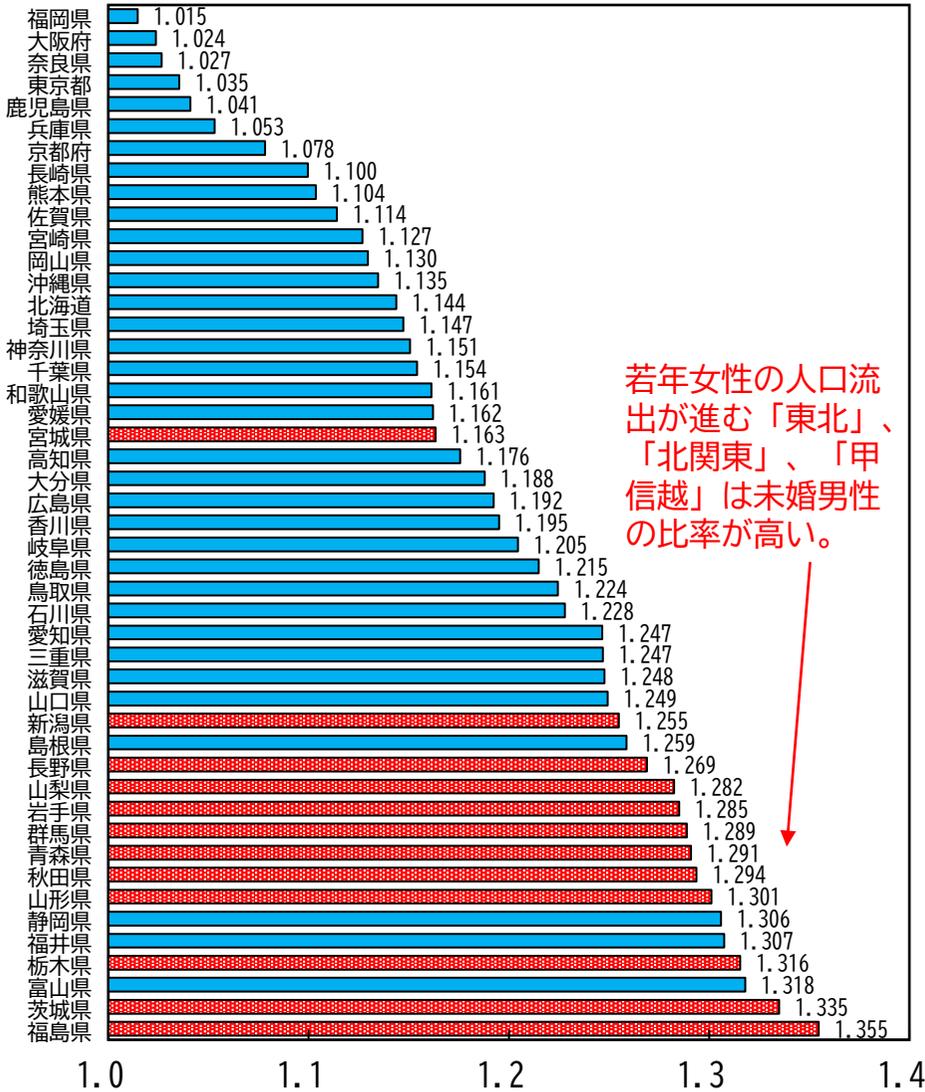
- ◆ 母子世帯になった時の母の年齢は、30代が約5割 (45.7%)、次いで20代 (25.5%)、40代 (24.4%) となっている。
- ◆ 母子世帯の6割 (65.2%) は、母子世帯になった時点の末子の年齢が5歳以下。

(備考) 1. 1 図は厚生労働省「人口動態統計」により作成。「再婚」は、双方が再婚と夫又は妻が再婚の合計。2 図はOECD Family Database、厚生労働省「国民生活基礎調査」により作成。
2. 3 図は総務省「全国家計構造調査」により作成。グラフ上の割合は、消費支出に占める各支出の割合。グラフ下参考は、厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」。各割合の分母は不詳を除く総数。

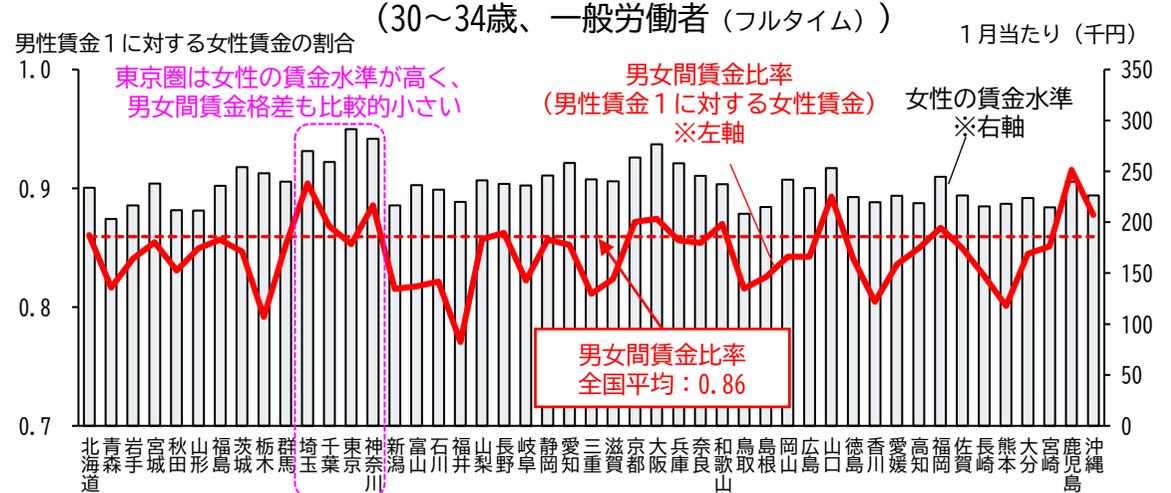
男女間の賃金格差が、若い女性の地方からの流出につながっている可能性

- ◆ 若年女性が大都市圏に流出した結果、一部地域で未婚者の男女比の不均衡が存在。（※1.2を上回る県は23県、1.3を上回る県は7県）
- ◆ 若年女性の流出にはさまざまな要因が考えられるが、未婚者の男女比の不均衡と各地域における男女間賃金格差の間には、緩やかな相関関係が観察される。男女間賃金格差への対応も含め、女性が地域で活躍しやすい環境をつくることは、地域経済の長期的な持続性を高める上でも重要。

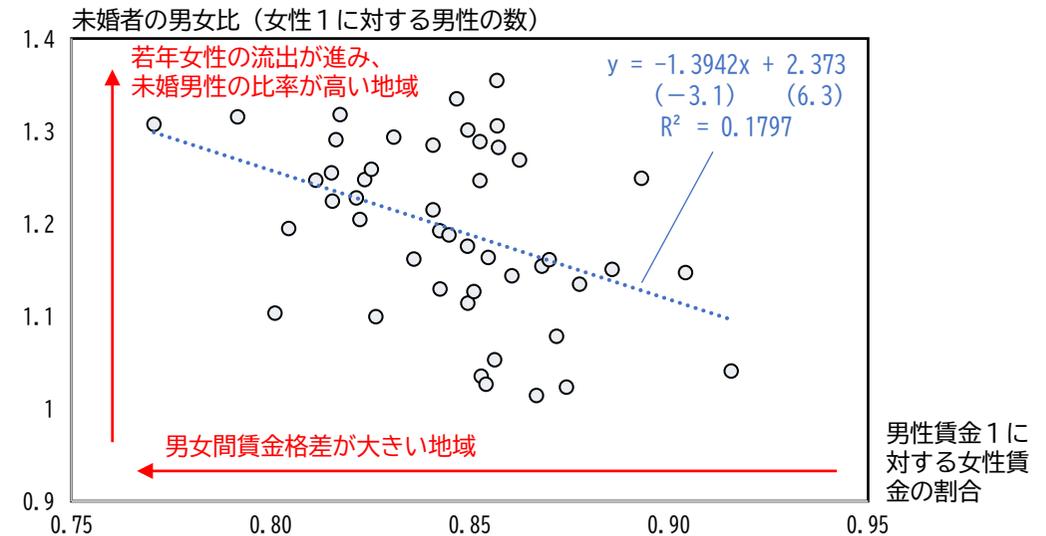
1 図：20～34歳未婚者の男女比（女性1に対する男性の数）



2 図：男女間賃金格差と女性の所定内給与の地域差（2023年）



3 図：男女間賃金格差と未婚者の男女比の関係



(備考) 1. 1 図は、内閣府政策統括官（経済財政分析）「地域の経済2023 -地域における人手不足問題の現状と課題-」（令和5年12月）より。総務省「国勢調査」により作成。赤色は、東北、北関東、甲信越の県。

2. 2 図は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。 3. 3 図は、1 図の「20～34歳の未婚者の男女比」と2 図の「男女間賃金比率」の関係性を示したものの。